

日医発第 1196 号（広情 134）F
平成 28 年 3 月 28 日

郡市区医師会会長殿

日 本 医 師 会
石 川 広 己

「医師資格証」利用費用見直しについて

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

日本医師会で発行している「医師資格証」に関しましては、利用される先生の負担を軽減できるよう、このたび第 35 回常任理事会において利用費用の見直しを行なうことといたしました。

つきましては、4 月申請分より新しい利用費用を適用いたしますので、以下に記載いたします。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【医師資格証 利用費用】

日医会員

- ①発行事務手数料：初回取得時無料
- ②年間利用料：廃止
- ③医師資格証の有効期限（5 年間）が経過すると新しい医師資格証を発行するため、次回以降発行事務手数料 5,000 円（税別）をお支払いいただきます。

※既に医師資格証をお持ちの先生の年間利用料は廃止となります。

日医非会員

- ①発行事務手数料：5,000 円
- ②年間利用料：6,000 円
- ③医師資格証の有効期限（5 年間）が経過すると新しい医師資格証を発行するため、上記①②あわせて 11,000 円をお支払いいただきます。

※既に医師資格証をお持ちの先生の年間利用料は 6,000 円となります。

以上、医師資格証の利用費用見直しを行なうことといたしましたので、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、先日ご連絡いたしました、平成 28 年 3 月 17 日付日医発第 1142 号（広情 127）の「医師資格証」申請方法見直しに伴い、都道府県医師会ならびに郡市区医師会での医師資格証受け渡しに関する意向調査をさせていただきます。

別紙「医師資格証受渡しに関する意向調査」をご確認いただき、FAX にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

最後に、LRA ご担当者様向け「医師資格証 新運用制度のご案内」を別添参考のとおりお送りいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

日本医師会では、「医師資格証」普及に向けて一層努力してまいりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、都道府県医師会にも同様の文書をお送りいたしました事を申し添えます。

敬具

平成 28 年 3 月 28 日

LRA ご担当者様

公益社団法人 日本医師会
電子認証センター

医師資格証 新運用制度のご案内

拝啓 日ごろより日医電子認証センターの運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月 17 日の日医発第 1141 号（広情 126）で通知いたしました、医師資格証の運用方法の変更と、医師資格証 電子証明書の有効期間の延長に關しまして、新制度用の運用書類等も含めた詳細をご案内いたします。

新運用制度の詳細に關しましては、後日ご案内いたします資料、**4_4 【LRA 担当者の本審査業務マニュアル】**と、**4_2_1 【LRA 事務取扱要領(最終審査編)】**をご参照ください。

医師資格証 新運用制度

1	申請方法と受け渡し方法	2
2	医師資格証有効期間と更新方法・受付タイミングの変更	2
2.1	新医師資格証 有効期間と電子証明書について	2
2.2	更新申請の受付タイミングについて	3
3	医師資格証利用料の変更	3
3.1	日医会員	3
3.2	日医非会員	3
4	事務助成金制度について	4
5	旧医師資格証と新医師資格証の交換について	4
6	電子証明書のオンライン更新について	4
7	4 月 1 日以降に申請書類を持参された申請者の対応	4
8	新制度における医師資格証の交付と LRA 担当者に関する協力をお願い	5
9	新制度における医師会非会員への対応に関する協力をお願い	5

1 申請方法と受け渡し方法

新運用制度では、従来までの受付申請とは手順が変更となりました。

新たな申請方法においては従来どおりの対面での申請受付ではなく、日医電子認証センターへ必要書類（1.医師資格証発行申請書(顔写真貼付) 2.住民票の写し 3.身分証明書のコピー 4.医師免許証のコピー）を郵送することによる申請が可能となりました。

申請から発行までの一連の流れは、はじめに申請者から日医電子認証センターへ必要書類を直接郵送で申請していただきます。¹

書類が日医電子認証センターに到着後、医師資格証の発行手数料の請求・入金確認（初回申請時は無し）が取れると、医師資格証を仮発行いたします。^{2 3}

医師資格証の発送準備が完了いたしますと、申請者の所属する都道府県医師会（郡市区等医師会）宛に一括で郵送いたします。⁴

都道府県医師会等への発送と同じ時期に、申請者の方にも医師資格証 発行完了通知書を郵送いたします。⁵

医師資格証が所属の都道府県医師会（郡市区等医師会）に到着後、受渡しの際には対面で医師免許証と身分証明書の確認を行っていただき、受領書を回収した時点で医師資格証の交付と、本審査の完了となります。（受領書には、申請者の自署が必要です。）

受け渡し時には、**4.3.1 【本人確認と医師免許証の確認票（本審査）】**を用いて医師免許証等の確認をお願いいたします。

受け渡し後の受領書とその他の送付書類に関しましては、ある程度数がまとまった時点、もしくは1ヶ月に一度以上のどちらかのタイミングで、**4.3.2 【LRA 本審査結果報告書】**に枚数記載の上、日医電子認証センター宛に郵送いただきますようお願いいたします。

ここまでの処理が終わり、日医電子認証センターでの受領書審査まで終わりますと、医師資格証のすべての審査が完了となります。

2 医師資格証有効期間と更新方法・受付タイミングの変更

2.1 新医師資格証 有効期間と電子証明書について

新運用制度適用以前に発行いたしました旧医師資格証は、電子証明書の有効期間が2年間で、2年おきに更新が必要となっており、医師資格証そのものの有効期間6年間のうちに、2回電子証明書の更新が必要でした。

4月から新たに発行される新医師資格証（新制度適用時にすでに発

行準備が整っているものも含む。)は、資格証そのものの(カード自体の)有効期間、ICチップ内部の電子証明書共に5年間となります。

従来の医師資格証では必要だった2年毎の電子証明書更新作業が不要となり、医師資格証を次に更新する5年後まで特別な作業もなくお使いいただけるようになりました。

医師資格証の紛失時等でも、再発行すれば新たに5年間有効となっております。

但し、再発行時、更新時には発行手数料がかかります。

医師資格証を継続して“切れ目”なく利用するには、規定の更新受付期間内での申請による更新が必要となります。

2.2 更新申請の受付タイミングについて

有効期限月から6ヶ月前(カード使用から55ヶ月目)から3ヶ月間が更新申請受付期間となります。

更新申請期間の詳細な情報に関しましては、**4.2.1 LRA 事務取扱要領【最終審査編】**の**4.1.3 更新申請期間(P21)**をご参照ください。

3 医師資格証利用料の変更

新医師資格証の利用料が変更となりました。

3.1 日医会員

新医師資格証の利用料は、初回発行時の発行手数料は0円となり、従来の年間利用料は廃止となりました。

初回発行時とは、はじめて医師資格証の申請を行い、医師資格証データベースに氏名等の情報を登録する事です。

更新時・再発行時は発行手数料として¥5,000(税別)の費用がかかります。

(5年毎に発行手数料として¥5,000(税別)となります)

3.2 日医非会員

申請後カード発行までの間に、発行手数料と1年目利用料として¥11,000(税別)、2年目から5年目までの年間利用料として¥6,000(税別)が、費用としてかかります。

(5年間の料金合計は、¥35,000(税別)となります)

※ 更新・再発行ごとに発行手数料がかかります。

4 事務助成金制度について

平成 28 年 3 月 17 日の日医発第 1141 号（広情 126）で通知いたしましたとおり、平成 27 年度をもちまして事務助成金制度を廃止とすることを決定いたしました。

つきましては、平成 28 年 3 月 31 日までに、入力が終わりと、かつ申請書類が日医電子認証センターに届いたものまでが事務助成金制度の対象となります。

5 旧医師資格証と新医師資格証の交換について⁶

今までに発行しました旧医師資格証は 6 月以降順次、新医師資格証と交換いたします。

日医電子認証センターから郵送にて直接対象者に送付し、同封の返信用封筒で旧医師資格証の返却を求めます。

交換の順序に関しましては、4 月にオンライン更新期間がスタートする対象者（2014 年 6 月 1 日のカード発行日）の方から優先的に新医師資格証を発行・発送いたします。

6 電子証明書のオンライン更新について

カード発行日が 2014 年 5 月末までの医師資格証をお持ちの方は、電子証明書オンライン更新が必要になります。

それ以降の発行日の記載の方は、6 月から順次新旧交換を行いますので、オンライン更新の必要はありません。

※ 5 年の有効期間を持つ新医師資格証も、オンライン更新の必要はありません。

7 4 月 1 日以降に申請書類を持参された申請者の対応

新制度適用後の 4 月 1 日以降に申請書類(新・旧問わず)を持参して申請者の方が直接受付に来られた場合は、下記の方法で対応をお願いいたします。

LRA、もしくは LRA 担当者がいる郡市区等医師会に申請者が来られた場合は、従来どおり事前審査確認書を用い、氏名や医籍登録番号等の事項を確認（事前審査）し、日医電子認証センターに送付ください。

日医電子認証センターに送付の際は、事前審査確認書はそれぞれ対応する申請者の申請書類とまとめて（クリアファイルやクリップ等で。ステープラー不可）、最終審査確認書に必要事項を記入の上、他の代行送付と区別する形でお送りください。⁷

LRA における審査システムへの申請者情報の入力はありません。(日医電子認証センターで行います。)

日医電子認証センター到着後、最終審査を行い、“本人限定受取郵便(特例型)”にて本人宛に郵送いたします。⁸

8 新制度における医師資格証の交付と LRA 担当者に関する協力をお願い

平成 28 年 4 月 1 日から始まる新制度では、申請時に医師資格証の受取希望場所を記入いただく形となっております。

つきましては、日医電子認証センターでも受取可能場所を把握するため、各都道府県医師会 LRA 業務に従事されております担当者の方に、誠に勝手ながら、医師資格証の交付に際してご協力いただけます郡市区等医師会のリストを作成していただきたく存じます。

加えまして、上記の書類と一緒に現在までに任命されております LRA 担当者のリストを日医電子認証センター宛に郵送もしくは、スキャン等された任命届けを E メールにて送信をお願いいたします。

今後も、LRA 担当者が更新された場合も E メールにてお知らせいたしますよう、よろしく願いいたします。

ご多忙の折、お手数をおかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。

9 新制度における医師会非会員への対応に関する協力をお願い

このたび、新制度を開始するにあたり医師会の会員・非会員問わず、LRA 担当者と申請者本人の対面による医師資格証の交付がカード受渡しの条件となりました。

上記 8 でもお願いいたしましたとおり医師資格証の交付に、医師会に所属していない申請者への医師資格証交付に際しましてもご協力をいただきますようよろしく願いいたします。

これを機に、医師会に所属されていない医師の方にも医師会との接点をもってもらい、ひいては医師会全体としての組織力強化を図るため、ご協力いただけますようよろしく願い申し上げます。

医師資格証 新運用制度と新医師資格証のご案内は以上となります。
詳細に関しましては、後日ご案内いたします運用資料と参考資料をご参照くだ

さい。

改めまして、医師資格証 運用方法の変更に関しまして、ご理解とご協力賜りたくお願い申し上げます。

日本医師会では医師資格証の普及に、より一層努めて参りますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

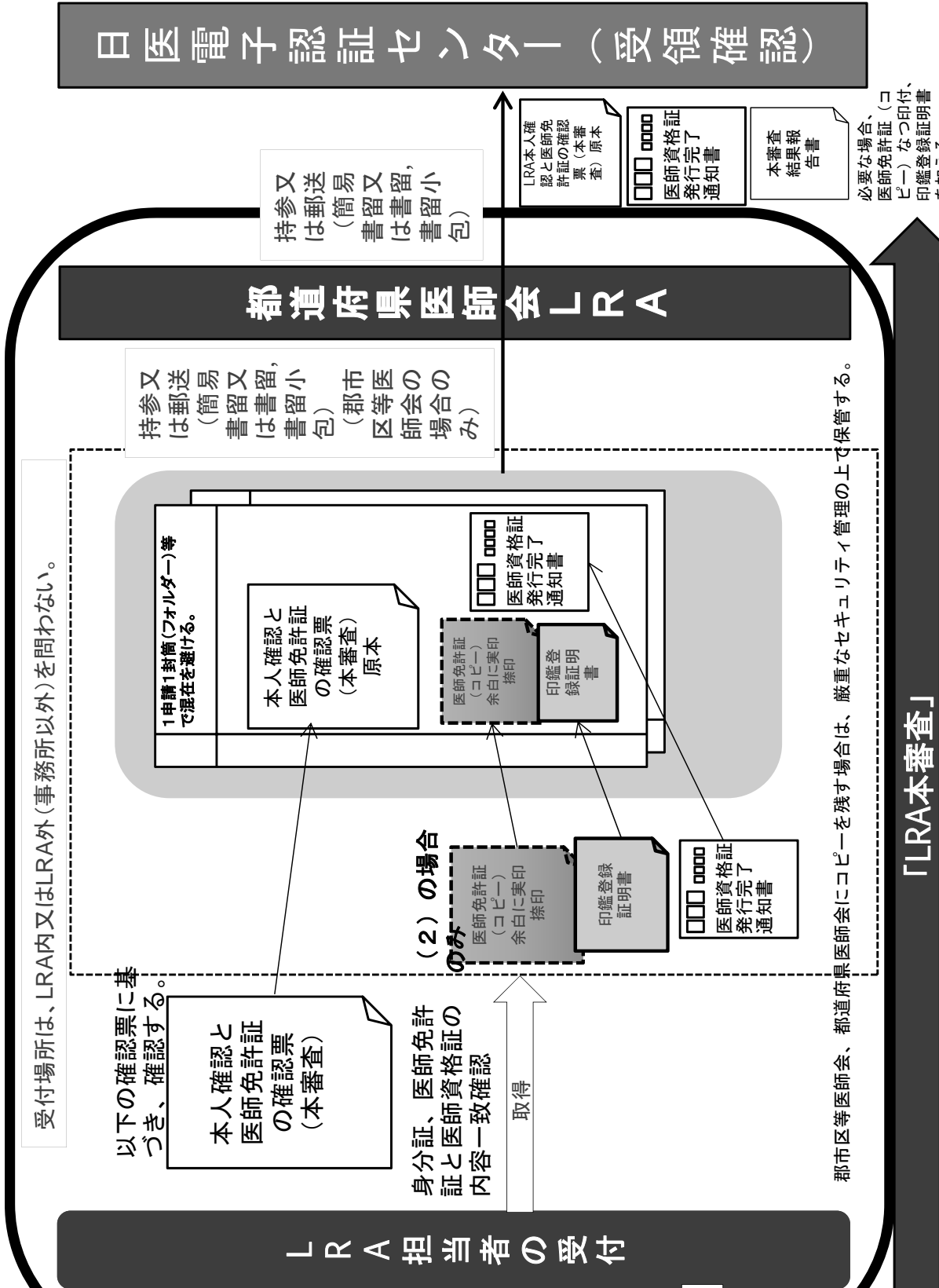
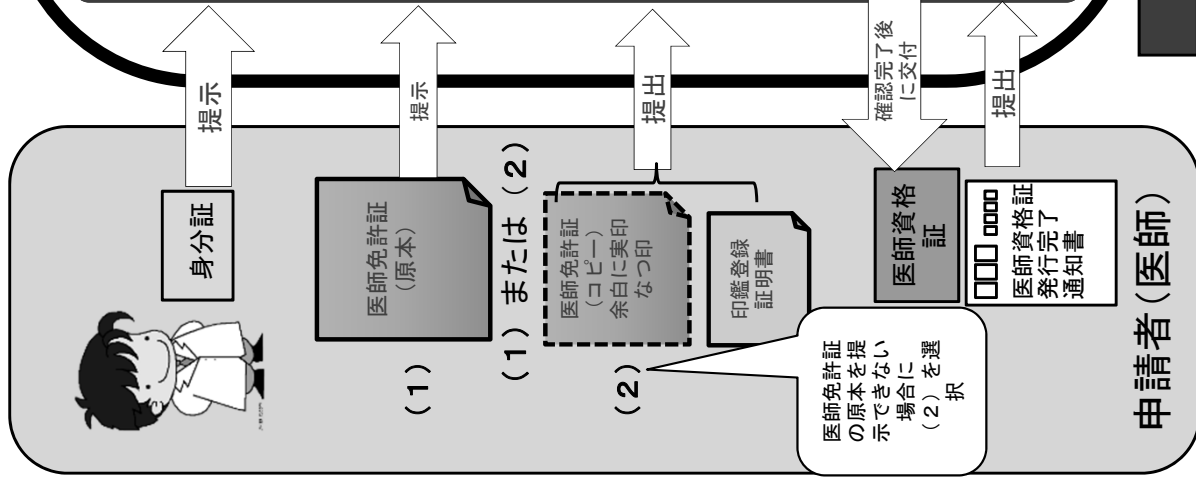
-
- 1 基本的には日医電子認証センター宛の直接郵送になりますが、申請者の方が直接都道府県医師会に出向かれた場合も書類の受取を行い、代行で日医電子認証センターに郵送いただくことも出来ます。その際は、**4.5 【LRA 申請書類代行送付状 (送り状)】**を用いて件数記入の上、郵送をお願いいたします。
 - 2 仮発行という呼び方は、申請から発行完了までのプロセス内での便宜上の呼び方です。発行完了は、申請者への医師資格証の交付が終わり、受領書と確認票が日医電子認証センター返送され、受領書審査が終わった時点で“発行完了”となります。
 - 3 日医会員の方は、初回発行時は手数料がかかりません。(初回の5年間)
詳しくは、3.医師資格証利用料の変更をご参照ください。
 - 4 基本的には都道府県医師会に医師資格証をまとめて郵送いたしますが、郡市区等医師会にLRA 担当者がおり、医師資格証の交付をお願いできる医師会には、日医電子認証センターから直接郵送いたします。
 - 5 発行完了通知書には、受取可能な場所や、受取時に必要な書類等の記載があります。受取のための来訪時間の記載はなく、申請者に受取可能場所に連絡の上、来訪時間を調整していただくようになっております。申請者から直接連絡がありますので、その際は対応よろしくをお願いいたします。
 - 6 本項に関する案内・連絡は日医電子認証センターで実施します。
 - 7 代行送付と旧方式ベースは、まとめて1つの郵便で送っていただいても構いません。その中で、混ざらないように区別していただくようお願いいたします。
 - 8 原則“本人限定受取郵便(特例型)”での受渡しとなります。
本人限定受取郵便(特例型)で受取られた場合は、受領書の返送は必要なくなりました。

都道府県医師会（郡市区医師会）の本人確認と交付書類の取扱フロー

申請者

都道府県医師会（郡市区等医師会）LRA

電子認証センター



受付場所は、LRA内又はLRA外(事務所以外)を問わない。

以下の確認票に基づき、確認する。

本人確認と医師免許証の確認票 (本審査)

身分証、医師免許証と医師資格証の内容一致確認

取得

(2) のみ

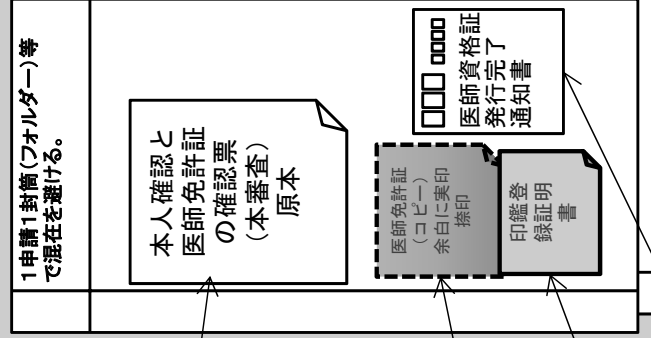
医師免許証 (コピー) 余白に実印 捺印

印鑑登録証明書

医師資格証発行完了通知書

持参又は郵送 (簡易又は書留) (郡市区等医師会の場のみ)

持参又は郵送 (簡易又は書留) (簡易又は書留) (小包)



LRA本人確認と医師免許証の確認票 (本審査) 原本

医師資格証発行完了通知書

本審査結果報告書

必要な場合、医師免許証 (コピー) かつ印付、印鑑登録証明書を加える。

郡市区等医師会、都道府県医師会にコピーを残す場合は、厳重なセキュリティ管理の上で保管する。

申請者 (医師)

「LRA本審査」

日医電子認証センター (受領確認)

